

令和 7 年(2025 年)11 月 4 日
豊田総合支所建設農林課

下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設に係る指定管理候補者の 選定結果について

下記のとおり、下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設に係る指定管理候補者を
選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法
第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令
和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名 称 下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設
- ②所 在 地 下関市豊田町大字殿居字中村 1 0 9 4 番地 1
- ③施設内容 管理室、農事研修室（和室）、調理実習室、多目的ホール、
トイレ（男、女、身障者）、倉庫

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名 称 殿居区
- ②所 在 地 下関市豊田町大字殿居 9 8 9 番地 4
- ③主な業務内容 自治会の運営

2 選定までの経緯

令和 7 年 9 月 16 日 非公募により申込書の受付開始

令和 7 年 9 月 26 日 受付の終了

令和 7 年 10 月 21 日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市殿居地区農村集
落多目的共同利用施設）から下関市長が意見書を受理

令和 7 年 10 月 24 日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

申込みしようとする団体は、次のいずれの要件も満たすこと。

- ①法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労
働保険料を滞納していないこと。
- ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平
成 14 年法律第 154 号）による更生手続中でないこと。

- ③指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。（参考：公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター（TEL 083-923-8930 山口県警察本部別館）への照会により調査可能）
- ⑥過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること。
- ⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りでない。

（2）申込状況

申込書提出団体数 1団体（殿居区）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や施設の管理運営に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設）の委員（3人）

【学識経験者】

岡藤由美子（山口県下関農林事務所農業部主任）

【経営・財務に関する有識者】

足立英司（下関市役所豊田総合支所総合支所次長）委員長

【施設の管理運営・利用に関する有識者】

津田恒雄（下関市豊田自治会連合会会長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1「下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理候補者選定に伴う審査基準」のとおり

※各委員100点満点の採点方式により選定。

※最低制限基準を、委員3人の平均点が60点以上であること、かつ、60点以上の委員が過半数であることとした。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

評価			合計	平均
A委員	B委員	C委員		
95点	88点	94点	277点	92.3点

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・施設を利用する団体（目的）
- ・施設の管理体制（利用手続き等）
- ・審査基準及び配点

(3) 議事録（要点）

別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市殿居地区農村集落多目的共同利用施設）議事録（要点）」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、殿居区を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書」のとおり

(2) 選定の主な理由

指定管理候補者選定委員会における評価が高く、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしていることから指定管理候補者として適当と認められるため。

8 提案額

5年間の平均額 1,001,000円

5年間の合計額 5,005,000円